

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【会社名】	株式会社淀川製鋼所
【英訳名】	Yodogawa Steel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河本 隆明
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号
【電話番号】	06 (6245) 1113
【事務連絡者氏名】	経理部長 大隅 康令
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富一丁目3番7号 (東京支社)
【電話番号】	03 (3551) 1171
【事務連絡者氏名】	東京支社総務部総務課長 田部 義信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社淀川製鋼所東京支社 (東京都中央区新富一丁目3番7号)

## 1【提出理由】

平成26年6月25日開催の当社第115期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件  
取締役として、國保善次、河本隆明、西村修、大森豊実、林眞生、石田榮次の6名を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件  
監査役として、森岡司郎を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
補欠監査役として、高橋嗣雄を選任する。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件  
当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を継続する。継続後の当社株式等の大規模買付行為への対応方針の有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）1	
國保 善次	122,275	10,763	1		可決（91.35%）
河本 隆明	126,439	6,599	1		可決（94.46%）
西村 修	126,414	6,599	26		可決（94.44%）
大森 豊実	126,412	6,601	26		可決（94.44%）
林 眞生	126,414	6,599	26		可決（94.44%）
石田 榮次	121,837	11,201	1		可決（91.02%）
第2号議案				（注）1	
森岡 司郎	127,783	5,255	1		可決（95.46%）
第3号議案				（注）1	
高橋 嗣雄	108,897	24,150	1		可決（81.35%）
第4号議案	98,481	39,463	1	（注）2	可決（70.97%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上